

令和4年度
社会福祉法人三重県厚生事業団事業計画

1 基本理念と経営方針及び経営目標

基本理念

一人ひとりの意向を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その支援に向けた良質で多様なサービスを提供するとともに、県民の高い信頼を得る中で、全ての人々が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に貢献します。

経営方針

- I 障がい者が、個人の尊厳を保持しつつ自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援します。
- II 利用者一人ひとりのニーズと適性に応じた良質で多様なサービスを提供します。
- III 地域の福祉ニーズに応えるため、専門性や資源を生かした地域における公益的な活動に取り組みます。
- IV サービスの提供を的確かつ持続的に行っていくため、信頼される経営基盤と運営体制の安定・強化を図ります。

経営目標

- I 障がい者の人権擁護と自立支援
 - ・利用者一人ひとりの人権を最優先し、その能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援します。
 - ・県民の障がいに対する正しい理解を促進し、障がい者差別の解消に貢献します。
- II 利用者には選ばれる質の高いサービスの提供
 - ・利用者の立場に立って、良質で安全・安心なサービスを提供します。
 - ・サービスの質の向上に向け、サービスの担い手である職員の質の向上や安全かつ快適な生活環境・利用環境の整備を進めます。
- III 地域社会への貢献
 - ・地域の多様な福祉ニーズを把握し、関係機関・団体等との連携・協働を図り、公益的な取組を推進します。
 - ・県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者スポーツを推進します。
 - ・地域から信頼と協力を得られるよう、コンプライアンスの強化・向上を進めます。
- IV 経営基盤の安定
 - ・サービスの向上と持続的な経営が可能となるよう、適正な収益を確保し、安定的な財務基盤を確立します。
 - ・経営の透明性を向上させるため、経営状況や財務状況を積極的に公表します。
 - ・適時適切に取組の評価を実施し、より効果的・効率的な経営を展開します。
- V 運営体制と人材育成の強化
 - ・人材育成方針に基づき、職員一人ひとりの意欲と能力を引き出し、さらなる育成を進めます。
 - ・採用、能力開発、評価、異動・配置を総合的に運用できる人材マネジメントを構築します。
 - ・職員の意見を聴きながら、働きやすく、働きがいのある職場づくりを進めます。

2 令和4年度事業計画

(1) 法人全体

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症による施設運営や経営状況への影響が続くことが予想されます。引き続き利用者の安全・安心を最優先に、緊張感を持って感染症対策を徹底しつつ、より快適に利用いただくための方策の検討と実践を行います。

また、第六次中期経営計画の2年目として、計画に掲げた事業を着実に進める必要があることから、次の4つの視点による方針に基づき、事務局及び各施設において取組を進めます。

さらに、令和5年度に事業団設立50周年を控えていることから、記念事業を実施することとし、令和4年度は、その準備を通じて、事業団のこれまでの歩みを振り返るとともに、職員一人ひとりが改めて事業団の使命や存在意義を確認し、これからのあり方を展望する機会とすることとしています。

① 顧客の視点

職員一人ひとりが、法人の基本理念や経営方針、令和3年度に改定した職員行動指針に基づき、障がいのある方々の人権擁護と自立支援に当たるとともに、虐待防止対策の一層の強化に取り組めます。

また、利用者のニーズに沿った安全で質の高いサービスを提供できるよう、職員の専門性の向上、ソフト導入による業務改善などを進めます。

さらに、事業団の専門性や特色を生かした公益的な活動や地域との交流などを通じて地域社会への貢献を進めます。特に、三重とこわか大会に向けて取り組んできた成果等を生かした障がい者スポーツの振興に、三重県と協力して取り組みます。

② 財務の視点

新型コロナウイルス感染症により利用者数の増大を見込むことは難しい状況ですが、施設利用率の維持、安定した収入の確保に努め、自立的な経営を継続させます。

また、引き続き業務の効率化による経費の削減や費用対効果の向上を図ることで、健全な財務状況を維持します。

さらに、経営情報の公表や顧問税理士による定期的なチェックを継続することで、経営の公正性・透明性を確保します。

③ 内部プロセスの視点

引き続き、評議員会や理事会等の適正な運営と透明性の高い法人運営を継続させるとともに、常勤理事による経営会議を定期的開催し、法人の管理体制・内部統制を機能させます。

また、令和3年度から導入した組織マネジメントシートと個人目標シートによる業績評価と個別面談制度を定着させ、組織全体がPDCAサイクルにより業務を推進する体制を確実にものにしていきます。

④ 学習と成長の視点

事業団の最大の経営資源は、人材です。優秀な人材確保に向けた新たなPR手法を展開するとともに、職員の成長や意欲を促し、離職を防止できるよう、人材育成ビジョンに基づく研修等の実施や、個別面談制度や人事考課制度等による管理職による職員の能力開発支援を進めます。

また、チームワークや組織の活性化、経営参画意識を醸成するため、職員が役員や幹部職員と意見交換する機会を設けるなど、円滑で良好なコミュニケーションを取りながら業務を進める組織風土づくりを進めます。

さらに、働きやすい職場環境づくりを進めるため、業務や職場環境の改善、ワークライフバランスに配慮した取組、ハラスメントの防止、適切な処遇改善などを進めます。

(2) 事務局

法人全体の経理事務や給与事務等を適正に行います。特に、経理事務の正確性を期すため、税理士事務所に顧問を委託するとともに、外部監査を受審します。また、下表の事務局研修をはじめとする人材育成に取り組む他、県民への情報発信等、第六次中期経営計画に基づく取組を行います。

事務局研修

| 研修名 | 実施時期 | 研修内容 |
|-------------------|-------|--|
| 新入職員研修 | 4月 | 法人理念、組織、制度の理解支援の基礎知識の習得等／外部機関による接遇マナーの習得 |
| 専任職登用時研修 | 4月 | 広い視野を持った高度な支援技術、専門的知識の習得 |
| 管理職(副課長・副寮長)昇格時研修 | 4月・6月 | 管理職としての姿勢、知識の習得 |
| 管理職(課長・寮長)昇格時研修 | 4月・6月 | 管理職としての姿勢、高度な知識の習得 |
| 管理職(次長・部長)昇格時研修 | 6～11月 | 組織における経営の改善、課題解決型研修 |
| 中堅職員研修 | 9月 | 高度な経営情報、サービス技能の習得 |
| 採用後6か月研修 | 10月 | 仕事の振返り、より高度な利用者支援の理解 |
| 決算説明会 | 10月 | 法人の経営状況の理解等 |
| 人権研修 | 4月 | 職員の関心の高い人権課題等 |
| 管理職養成研修 | 時期未定 | マネジメント力の強化等 |
| サービス管理責任者研修 | 時期未定 | 個別支援計画の理解とサービスの向上 |
| 課題別法人研修 | 7月 | 職員全体に共通する事項、課題等に関する研修 |
| コンプライアンス研修 | 時期未定 | 虐待防止を含むコンプライアンス意識の醸成 |

第六次中期経営計画等に基づく主な取組

- ・すべての職員が人権意識を高めることを目的とした、外部講師による人権研修の開催（再掲）
- ・県民の障がいに対する理解促進のための講座等の開催、動画の配信
- ・動画配信等、若年者に向けた採用PR活動手法、新規発信先の開拓
- ・大学・短大生、専門学校生のインターンシップ受入れの試行
- ・理事長、施設長等と職員との意見交換会の開催
- ・職員提案制度の充実と職員のアイデアによる業務改善
- ・令和5年に迎える、創立50周年記念事業の準備

(3) いなば園

いなば園は、令和3年11月に県から職員による入所児童への心理的虐待と、施設運営を怠り心理的虐待を放置した施設長によるネグレクトを認定されたことを受け、令和4年1月に「虐待再発防止策」を県に提出しました。令和4年度はこの防止策に基づいて策定した「虐待防止改善計画」に添って取組を推進し、半年ごとの自己評価及び外部の有識者や関係者で構成する「改善評価委員会」での取組に対する評価・検証・指導を受けながら、職員一人ひとりが強い意識を持ち改善に取り組んでいきます。

入所施設は、障害者総合支援法のサービス体系に沿って、引き続き適切に施設サービスを提供するとともに、利用者の地域生活への移行を推進していきます。

また、地域における障がい者の生活の場としての共同生活援助事業、日中活動の場としての就労継続支援B型及び生活介護事業を多機能型事業所として運営するとともに、短期入所事業（単独型）を併設した生活介護事業を運営します。地域共生社会づくりへの参画の取組のひとつとして、地域小中学校や幼稚園等との交流事業や授業での講義を更に積極的に行います。グループホーム利用者の地域行事や自治会活動への積極的な参加を促進し、地域住民の障害理解促進に努めます。

在宅障がい児の児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の場として多機能型事業所プリズムを運営します。プリズムは令和4年度より開所日を月～金から月～土曜に変更します。土曜日・祝日の開所日には行き帰りの送迎と、サービス提供時間の拡大を行い、利用者ニーズに応じていきます。

また、令和元年度より県から受託している「地域の障がい児等支援体制機能強化事業」を引き続き行います。

特定相談支援事業（計画相談支援）及び障害児相談支援事業を運営し、障害福祉サービスの利用申請を行う際に必要となるサービス等利用計画を作成します。また、随時モニタリングを行いより良い生活を送れるように支援していきます。

さらには、4市の介護給付費等の支給に関する審査会に委員として職員を派遣するとともに、伊賀市障がい者相談支援センターへ職員を派遣して障がい者の支援を行います。

地域の知的障害者施設や教育機関等の依頼による音楽療法士や介護福祉士研修講師、その他専門職員を派遣し、専門的支援技術やアセスメント力の発信を行っていきます。

主な事業

| | | | |
|-----|---------------------|-----------|-----|
| 事業名 | ・指定障害者支援施設 | 定員 40 名 | 3 寮 |
| | ・福祉型障害児入所施設 | 定員 30 名 | 1 寮 |
| | ・短期入所事業 | 空床型 | |
| | ・生活介護事業 | 定員 20 名 | |
| | ・短期入所事業 | 定員 10 名 | 単独型 |
| | ・指定共同生活援助事業 | 定員 23 名 | |
| | ・多機能型 就労継続支援 B 型事業 | 定員 20 名 | |
| | 生活介護事業 | 定員 11 名 | |
| | ・多機能型 児童発達支援事業 | } 定員 10 名 | |
| | 放課後等デイサービス事業 | | |
| | 保育所等訪問事業 | | |
| | ・日中一時支援事業 | | |
| | ・伊賀市障がい者相談支援事業 | | |
| | ・地域の障がい児等支援体制機能強化事業 | | |
| | ・特定相談支援事業 | | |
| | ・障害児相談支援事業 | | |
| | ・三重県いなば園診療所 | | |

(4) 身体障害者総合福祉センター

身体障害者総合福祉センターは、第 4 期指定管理者として適正に管理をします。

また、「高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」や「障がい者スポーツ推進事業」を三重県から受託し、高次脳機能障がいのある方々への支援や普及啓発及び令和 4 年の全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」に向けた障がい者スポーツ選手・団体の育成等に取り組みます。

主な事業

・身体障害者福祉センター A 型事業

身体障がいに関する各種相談や機能回復訓練を行い、県内関係施設のセンター的役割を果たすとともに、スポーツ・レクリエーション等を通して、障がい者の自立と社会参加を促進します。また、ボランティアの養成等にも努めます。

①各種相談の実施

②リハビリテーションの実施

（医療保険による外来リハビリテーション、介護保険による居宅サービス・介護予防サービス）

③障がい者スポーツの推進

（障がい者スポーツ指導員の養成、身障センターにおける定期的な障がい者スポーツ教室の開催、運動施設の運営管理、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、三重県障がい者スポーツ大会・スポレク祭の開催等）

④宿泊室の運営

- ⑤リフトバスの有効活用等
- ⑥福祉用具製品化支援事業
(みえテクノエイドセンターの運営、みえ福祉用具フォーラムの開催等)
- ⑦総合福祉センター全体の普及啓発
- ⑧実習生及びボランティアの受入れ

・指定障害者支援施設〔生活援助棟〕業務

障害者総合支援法による「指定障害者支援施設」として、障がい者が一定期間入（通）所して、実際に地域や家庭で生活するために必要な生活技術や生活管理能力を身につけるとともに、社会の一員として積極的な社会参加を果たすために必要な各種のリハビリテーションを総合的に実施します。利用者ニーズに的確に対応するため、日中活動支援の定員について、自立訓練（生活訓練）を14名から16名に、生活介護を8名から6名に変更します。

また、三重県から受託する「高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」では、コーディネーターを配置するとともに、「三重県高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業相談支援体制連携調整委員会」を設置し、医療、福祉、行政が連携して支援普及事業に取り組みます。

| | |
|------------|---------------|
| ①施設入所支援 | 定員 40 名 |
| ②日中活動支援 | |
| 自立訓練（機能訓練） | 定員 32 名 |
| 自立訓練（生活訓練） | 定員 16 名 |
| 就労移行支援 | 定員 6 名 |
| 生活介護 | 定員 6 名 |
| ③短期入所 | 併設型定員 2 名、空床型 |

- ・障がい者スポーツ推進事業
- ・医学的評価・診断業務
- ・高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業